

五島列島観光の閑散期における誘客促進調査業務仕様書

本仕様書は、五島列島観光の閑散期における誘客促進調査業務委託について、受託事業者に対する業務内容を示すものであり、受託事業者は、次の業務を五島列島おもてなし協議会と連携を図り実施するものとする。

(業務の目的)

- 1 本業務は、五島市、新上五島町及び小値賀町(以下「五島列島」という。)内における統計的観光動向調査や、五島列島内及び国内の離島へ観光で訪れた個人観光客の満足度等の調査、観光コンテンツの開発促進に向けた取り組み等を通して、五島列島観光の閑散期（12月～3月。以下「閑散期」という。）における観光客の誘客及び観光消費額の拡大を図る対策（以下「閑散期対策」という。）を検討するために実施する。

(業務内容)

- 2 本業務で実施する内容及び実施期限は以下のとおりとし、各業務内容の詳細については、各項目にて記載したとおりとする。

業務内容	実施期限
(1) 五島列島内における観光実態調査	令和7年11月下旬
(2) 国内離島における個人観光客を対象とした満足度等調査	
(3) 国内の観光地における閑散期の優良事例の収集・報告	
(4) 上記2 (1)～(3)の調査結果を踏まえた分析・提言	分析：令和7年11月下旬 提言：令和7年12月下旬
(5) 上記2 (4)の分析をもとにした事業者向けワークショップの開催	令和7年12月中旬
(6) 報告会の開催	令和8年2月上旬
(7) 業務進捗状況の報告	毎月1回実施

(1) 五島列島内における観光実態調査

五島列島観光における閑散期とそれ以外の期間の実態比較のため、以下の調査を実施する。なお、調査にあたっては、各市町ごとに調査を行うものとする。

① 統計的観光動向調査

2023 年以降、五島列島を観光で訪れた島外在住者である個人観光客を対象に、スマートフォンの位置情報等をもとに、統計的に観光動態を明らかにすること。

- ・位置情報等を活用し、来訪客数を調査するとともに、観光客の年代、滞在中の期間、訪問先、宿泊場所、飲食店等の滞在期間中の動向のほか、必要に応じた項目を調査すること。
- ・企画提案書には、調査方法、収集する統計データの内容、調査対象の属性及び属性ごとのサンプル数など、調査概要が分かるよう記載すること。

② 個人観光客を対象とした満足度等調査

2019 年以降、五島列島を訪れた個人観光客を対象に、WE B 等を活用した満足度等の調査を実施すること。（ツアー観光は除く。）

なお、調査については、閑散期の個人旅行客のニーズが明らかになるよう、閑散期とそれ以外の時期との対比を行うこと。

- ・調査は個人旅行について、期待することや、関心のあること、不安やハードル、訪問意欲などに加え、必要に応じて項目を追加し、調査すること。
- ・企画提案書には、調査方法、調査項目、調査対象の属性及びそれぞれのサンプル数をはじめ、調査概要が分かるよう記載すること。

③ その他必要とされる調査

上記（１）①②以外に、閑散期における観光客の誘客及び観光消費額の拡大を図る施策立案のために、五島列島内で行う必要がある調査があれば、予算の範囲内で可能な調査を提案すること。

（２）国内離島における個人観光客を対象とした満足度等調査

2019 年以降、奄美・屋久島・隠岐を始めとする国内の離島（沖縄県を除く。）を観光で訪れた個人観光客を対象に、WE B 等を活用した満足度等の調査を実施すること。（ツアー観光は除く。）

なお、調査については、閑散期の個人旅行客のニーズが明らかになるよう、閑散期とそれ以外の時期との対比を行うこと。

- ・調査は個人旅行について、期待することや、関心のあること、不安やハードル、訪問意欲などに加え、必要に応じて項目を追加し、調査すること。
- ・企画提案書には、調査方法、調査項目、調査対象の属性及びそれぞれのサンプル数をはじめ、調査概要が分かるよう記載すること。

（３）国内の観光地における閑散期の優良事例の収集・報告

- ・五島列島観光の閑散期において参考となり得る、国内の観光地における優良な取組を収集し、その概要を報告すること。
- ・優良な事例は、最低３地域の事例を収集し、その概要を報告すること。
- ・優良な事例については、五島列島内の市町ごとに異なるものとなっても可とする。
- ・企画提案書には、報告事例の地域数や事例数及び報告イメージ（取組の主体、期間、ターゲットとする観光客の属性、効果等）を記載すること。

（４）上記２（１）～（３）の調査結果を踏まえた分析・提言

- ・上記２（１）～（３）における調査結果等をもとに、課題の抽出及び五島列島各市町の強みや弱み等の分析を行い、五島列島観光の閑散期における誘客及び観光消費額の拡大を図るための具体的な取組について提言を行うこと。
- ・さらに、取組の実現に向けたＰＲ手法（調査結果から得られるターゲットに合致した情報発信の方法など）についても提言を行うこと。
- ・取組の実現に向けて、実施主体となる事業者等に求められる事項について提言を行うこと。
- ・提言については、分析の結果を踏まえて、下記２（５）「事業者向けワークショップの開催」の後に提言をすること。

（５）上記２（４）の分析をもとにした事業者向けワークショップの開催

- ・上記２（４）の分析をもとに、各市町において、閑散期の観光コンテンツ等の開発をテーマとした事業者向けのワークショップをそれぞれ１回以上行うこと。
- ・受講者向けの案内チラシ作成及び参加することが期待される事業者リスト案を作成すること。
- ・なお、会場の手配及び参加者の集客は委託者が実施するが、集客などについて受託者独自の取組が提案できる場合は、企画提案書に記載すること。
- ・ワークショップのテーマについては、発注者と協議のうえで決定すること。

（６）報告会の開催

- ・上記２（４）（５）の内容について、五島列島おもてなし協議会の関係者を対象としたオンライン等による報告会を開催すること。
- ・報告会の開催時には、上記２（５）ワークショップに参加した事業者をはじめ、閑散期の観光コンテンツに取り組める可能性のある事業者をリストとして提出すること。

（７）進捗状況の報告

- ・毎月1回(月上旬)、前月に実施した施策の進捗状況・結果等の報告を月例会として行い、業務内容、進捗及び改善点を確認し、委託者の了承を得たうえで作業を進めること。
- ・なお、月例会については、オンラインでの開催も可とする。

(業務報告)

- 3 受託者は本業務の完了後、契約期間内に、実施内容をまとめた報告書を以下の内容にて提出すること。

(1) 提出場所 〒853-8502

長崎県五島市福江町7-1 (五島振興局内)
五島列島おもてなし協議会事務局
(担当：五島振興局地域づくり推進課 井手)

(2) 提出物 事業実施報告書：A4版の簡易製本 8部

事業に係る関連資料：実施報告書、調査資料等を含む、
本業務に係る関連資料一式を収めたメディア媒体(CD-R) 8部

(その他留意事項)

- 4 受託者は以下のその他留意事項について、同意すること。

- (1) 受託事業者は、委託者の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 受託事業者が本業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文書等一切の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)は五島列島おもてなし協議会に帰属するものとし、これに依らない素材データ等の使用が必要な場合は、五島列島おもてなし協議会と協議のうえ使用するものとする。
- (3) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により五島列島おもてなし協議会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定する。